

山ノ内町地域生活支援事業実施要綱

山ノ内町地域生活支援事業実施要綱（平成19年山ノ内町告示第53号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 相談支援事業（第3条—第6条）
- 第3章 成年後見制度利用支援事業（第7条・第8条）
- 第4章 成年後見制度法人後見支援事業（第9条—第12条）
- 第5章 意思疎通支援事業（第13条—第28条）
- 第6章 日常生活用具給付等事業
 - 第1節 日常生活用具給付事業（第29条—第42条）
 - 第2節 住宅改造費助成事業（第43条—第53条）
- 第7章 移動支援事業（第54条—第60条）
- 第8章 地域活動支援センター機能強化事業（第61条—第67条）
- 第9章 訪問入浴サービス事業（第68条—第77条）
- 第10章 更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業
 - 第1節 更生訓練費給付事業（第78条—第83条）
 - 第2節 施設入所者就職支度金給付事業（第84条—第90条）
- 第11章 生活支援事業
 - 第1節 生活訓練事業（第91条—第94条）
 - 第2節 本人活動支援事業（第95条—第98条）
- 第12章 日中一時支援事業（第99条—第104条）
- 第13章 生活サポート事業（第105条—第110条）
- 第14章 社会活動促進事業
 - 第1節 点字・声の広報等発行事業（第111条）
 - 第2節 奉仕員養成研修事業（第112条—第114条）
 - 第3節 障害者自動車運転免許証取得費助成事業（第115条—第121条）
 - 第4節 身体障害者用自動車改造費助成事業（第122条—第128条）
- 第15章 雑則（第129条—第132条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的かつ効果的に実施し、もって障がい者等の福祉の増進を図ることを目的とし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条の規定による地域生活支援事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（事業内容）

第2条 町長は、厚生労働大臣が定める地域生活支援事業実施要綱（平成18年厚生労働省令第0801002号。以下「要綱」という。）に基づき町長の判断により、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行うものとし、次の各号に掲げる事業を行うものとする。

- （1） 相談支援事業
- （2） 成年後見制度利用支援事業
- （3） 成年後見制度法人後見支援事業
- （4） 意思疎通支援事業
- （5） 日常生活用具給付等事業
- （6） 移動支援事業
- （7） 地域活動支援センター機能強化事業
- （8） 訪問入浴サービス事業

- (9) 更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業
 - (10) 生活支援事業
 - (11) 日中一時支援事業
 - (12) 生活サポート事業
 - (13) 社会活動促進事業
- 2 町長は、前項に掲げる事業の全部若しくは一部を団体等に委託又は社会福祉法人等が行う事業に対し補助することができるものとする。

第2章 相談支援事業

(目的)

第3条 相談支援事業は、障がい者又は障がい児の福祉に関する問題につき、障がい者等、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の便宜を供与するとともに、障がい者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他の障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行い、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができることを目的とする。

(事業の内容)

第4条 事業の内容は次に掲げるものとする。

- (1) 情報の提供、助言、相談等による福祉サービスの利用の援助
- (2) 各種支援施策に関する助言、指導等による社会資源を活用するための支援
- (3) 社会生活力を高めるための支援
- (4) ピアカウンセリング
- (5) 権利擁護のために必要な援助
- (6) 専門機関の紹介
- (7) 地域障害福祉自立支援協議会の運営
- (8) 特に専門的な相談支援等を要する困難ケース等への対応
- (9) 前各号に掲げるもののほか、対象者に必要と認められる支援及び援助

(事業の実施方法)

第5条 町長は、事業の全部又は一部を指定相談支援事業者に委託することができる。

(受託事業者等の遵守事項)

第6条 前条の規定により事業の委託を受けた者及びその従業員は、山ノ内町個人情報保護条例(平成11年山ノ内町条例第40号)を遵守しなければならない。

第3章 成年後見制度利用支援事業

(目的)

第7条 成年後見制度利用支援事業は、障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有効であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障がい者の権利擁護を図ることを目的とする。

(内容)

第8条 事業の内容については、別に要綱で定める。

第4章 成年後見制度法人後見支援事業

(目的)

第9条 成年後見制度法人後見支援事業(以下この章では「事業」という。)は、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ることを目的とする。

(実施主体)

第10条 事業の実施主体は山ノ内町とする。ただし、事業の全部又は一部を適切な事業運営を行うことができると認められる社会福祉法人等に委託することができる。

(事業内容)

第11条 事業の内容は次に掲げるものとする。

- (1) 法人後見実施のための研修 地域の実情に応じて、法人後見に要する運営体制、財源確保、障がい者等の権利擁護、後見監督人との連携手法、市民後見人の活用等の法人後見の業務を適正に行うために必要な知識、技能及び倫理を習得することができる内容をカリキュラムとする

もの

- (2) 法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築 法人後見の活用等のための地域の実態把握及び法人後見の推進のための検討会等の開催
- (3) 法人後見の適正な活動のための支援 法人後見を実施する社会福祉法人等が困難事例等に円滑に対処することができるための弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職による支援体制の構築
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法人後見の活動の推進に関する事業、法人後見を実施しようとする事業所の事業実施に向けた支援、その他法人後見の実施に必要な支援
(受講料等)

第12条 前条第1号の研修の受講料は、無料とする。ただし、当該研修にかかる教材費等は、受講者の負担とする。

第5章 意思疎通支援事業

(目的)

第13条 意思疎通支援事業は、聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障がい者等その他の日常生活を営むのに支障がある障がい者等（以下「聴覚障がい者等」という。）とその他の者との意思疎通を支援するために手話通訳者又は要約筆記者（以下「意思疎通支援者」という。）を派遣し、円滑なコミュニケーションを図ることにより、自立と社会参加の促進に資することを目的とする。

(定義)

第14条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 聴覚障がい者等 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める聴覚又は音声機能若しくは言語機能の障害を有するものをいう。
- (2) 意思疎通支援者 要綱別記6の4(2)アに規定する「手話通訳者」又は同イに規定する「要約筆記者」をいう（以下この章では「支援者」という。）。

(派遣対象者)

第15条 意思疎通支援者の派遣の対象となる者は、町内に居住地を有する聴覚障がい者等で、コミュニケーションの確保に著しく支障があると認められる者とする。

(派遣の内容等)

第16条 意思疎通支援者の派遣の対象となる内容は、聴覚障がい者等の日常生活及び社会生活を営むために必要なものとする。ただし、社会通念上好ましくないと認める内容若しくは公共の福祉に反すると認める内容は除くものとする。

(派遣の区域及び時間)

第17条 意思疎通支援者の派遣の対象となる区域は、長野県内とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、町長は、意思疎通支援者を派遣することが必要であると認めるときは、意思疎通支援者を長野県外に派遣することができるものとする。ただし、町長は、当該派遣先が遠隔地等の理由により、意思疎通支援者を派遣することができないときは、他自治体の登録手話通訳者又は要約筆記者を派遣することができるものとする。
- 3 意思疎通支援者の派遣の対象となる時間は、原則、午前9時から午後5時までとする。ただし、緊急又はやむを得ない事由のある場合はこの限りではない。

(意思疎通支援者の登録)

第18条 町長は、次の各号に定める者を、本人の申請に基づき意思疎通支援者として登録するものとする。

- (1) 手話通訳者 長野県聴覚障がい者情報センターにおいて手話通訳者として登録されている者
- (2) 要約筆記者 長野県聴覚障がい者情報センターにおいて要約筆記者として登録されている者若しくは県が行った養成講座を終了している者
- (3) その他意思疎通の支援ができる技術があるものとして町長が認める者

2 前項による登録は、山ノ内町意思疎通支援者登録申請書（様式第1号）により町長に申請しなければならない。

3 町長は、前項の申請書を受理したときは、登録の可否を決定し、その旨を山ノ内町意思疎通支

援者登録決定（却下）通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

4 町長は、前項の規定により山ノ内町意思疎通支援者として決定したときは、山ノ内町意思疎通支援者登録台帳（様式第3号）に登録するものとする。

（意思疎通支援者証）

第19条 町長は、意思疎通支援者に山ノ内町意思疎通支援者証（様式第4号。以下「支援者証」という。）を交付するものとする。

2 支援者証の有効期限は5年とする。

3 意思疎通支援者は、手話通訳業務又は要約筆記業務（以下「意思疎通支援業務」という。）を行うときは、常に支援者証を携帯し、提示を求められた場合は、これを提示しなければならない。

4 意思疎通支援者は、支援者証を紛失等したときは、速やかに山ノ内町意思疎通支援者証紛失等届兼再交付申請書（様式第5号）を、町長に提出しなければならない。

5 意思疎通支援者は、登録事項に変更があるときは、速やかに山ノ内町意思疎通支援者登録事項変更届（様式第6号）を、町長に提出しなければならない。

6 意思疎通支援者は、登録の取消しの決定を受けたとき又は登録を辞退したときは、支援者証を町長に返還しなければならない。

（意思疎通支援者の責務）

第20条 意思疎通支援者は、意思疎通支援業務を遂行するに当たって、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1） 事業を通じて知り得た情報を本人の同意を得ないで第三者に提供しないこと。

（2） 手話通訳又は要約筆記の技術、聴覚障がい者等に関する知識の向上に努めること。

2 前項第1号の規定は、意思疎通支援者を退いた後もまた同様とする。

（派遣の申請）

第21条 意思疎通支援者の派遣を申請することができるもの（以下この章では「申請者」という。）は次に掲げるものとする。

（1） 第9条に規定する聴覚障がい者等及びその者の家族等

（2） 聴覚障がい者等で構成する団体

（3） 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの

2 申請者は、意思疎通支援者の派遣を希望する7日（山ノ内町の休日を定める条例（平成元年条例第25号）第1条に規定する町の休日を除く。）前までに、山ノ内町意思疎通支援者派遣申請書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。ただし、町長が特に必要と認める時は、ファクシミリ、電子メールにより申請することができる。

（派遣の決定）

第22条 町長は、前条第2項の派遣申請書を受理したときは、内容を審査し、意思疎通支援者の派遣の可否を決定し、山ノ内町意思疎通支援者派遣決定（却下）通知書（様式第8号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 町長は、派遣が可能な意思疎通支援者を選考し、山ノ内町手話通訳・要約筆記依頼書（様式第9号）により、意思疎通支援者に依頼するものとする。ただし、緊急又はやむを得ない事由のある場合は、この限りでない。

（申請者の費用負担）

第23条 意思疎通支援者の派遣に要する費用負担は、原則無料とする。ただし、意思疎通支援業務を行う際に必要となる意思疎通支援者に係る入場料、参加費その他これらに類する費用は申請者が負担しなければならない。

（派遣の停止等）

第24条 町長は、この要綱に反し、申請者が虚偽の申請により意思疎通支援者の派遣の決定を受けたときは、意思疎通支援者の派遣を停止し、又は意思疎通支援者の派遣に係る費用の全部若しくは一部の負担を命ずることができる。

（報告）

第25条 意思疎通支援者は、業務の終了後翌月10日までに、山ノ内町意思疎通支援者派遣業務報告書（兼報酬等請求書）（様式第10号。以下この章では「業務報告書」という。）を作成し、町長に提出しなければならない。

（派遣の報酬等）

第26条 町長は業務報告書により適正に業務が行われたことを確認したときは、別表第1に定める基準により報酬等を意思疎通支援者に支払うものとする。

(損害保険への加入)

第27条 第18条第3項の登録を受けた意思疎通支援者は、町の負担により傷害保険に加入するものとする。

(遵守事項)

第28条 意思疎通支援者は、この事業の趣旨を認識し、職務上知り得た秘密を厳守しなければならない。

第6章 日常生活用具給付等事業

第1節 日常生活用具給付事業

(目的)

第29条 日常生活用具給付事業は、障がい者等に対し、日常生活用具（以下この節において「用具」という。）を給付することにより、日常生活の便宜を図り、もって障がい者等の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第30条 この節において「障がい者等」とは、次に掲げる者とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づく療育手帳の交付を受けている者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）別表に掲げる特殊の疾病（以下この節では「難病」という。）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者（以下この節では「難病患者」という。）
- (5) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する障がい児

(給付等の対象者)

第31条 給付等の対象となる用具及びその対象者は、次の各号のいずれかに該当し、介助が必要な障がい者等であって、当該用具を使用することにより、介助等が軽減され、自立した社会生活が営めるようになるものとする。

- (1) 町内に居住している障がい者等
- (2) 町長が法第19条第3項の規定による居住地特例の決定をした障がい者等
- (3) その他町長が特に必要と認める障がい者等

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は対象外とする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づき、給付等の対象となる用具の貸与又は購入費等の支給を受けることができる者
- (2) 他市町村長から決定を受けた居住地特例適用者

(用具の品目及び対象者並びに給付限度額)

第32条 給付等の対象となる用具の品目及び対象者並びに限度額は、別表第2のとおりとする。

(給付等の申請)

第33条 用具の給付等に要する費用の助成を受けようとする者（以下この節において「申請者」という。）は、日常生活用具給付申請書（様式第11号）を町長に提出しなければならない。

2 申請者（難病患者に限る。）は、前項の申請書に併せ、日常生活用具を必要とする身体の状況等を記載した医師の診断書（様式第11号の2）を町長に提出しなければならない。

(調査)

第34条 町長は、前条の規定による申請があったときは、必要な調査等を行い、日常生活用具給付調査書（様式第12号）を作成し、給付等の要否を決定しなければならない。

(決定)

第35条 町長は、前条の調査により用具の給付等を決定したときには、日常生活用具給付決定通知書（様式第13号）により、給付等を却下したときは、日常生活用具給付申請却下通知書（様式第14号）により、それぞれ申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により用具の給付等を決定したときは、日常生活用具給付券（様式第15号。以下この章において「給付券」という。）を申請者に交付するものとする。

（用具の給付）

第36条 前条第1項の規定により用具の給付の決定を受けた者（以下この節において「給付等決定者」という。）は、用具納入業者（以下「業者」という。）に給付券を提出して用具の給付を受けるものとする。

（費用の負担）

第37条 給付等決定者又はこの者を扶養する者（以下この節において「納入義務者」という。）は、当該用具の給付等に要する費用の一部を業者に直接支払わなければならない。

2 前項の規定により支払うべき額（以下この節において「自己負担額」という。）は、費用の100分の10の額とする。ただし、当該用具の給付に要する費用が、別表に定める「基準額」を超える場合、その超えた額は納入義務者の負担とする。

3 前項の規定にかかわらず、生活保護受給者は別表の「基準額」に定める額において無料とする。

4 点字図書については、点字翻訳する以前の一般図書の購入価格相当額とする。

（業者への支払）

第38条 町長は、業者から用具の給付等に係る費用の請求があったとき（給付券を添付して）は、当該用具の給付等に要した費用から前条の規定により納入義務者が業者に支払った額を控除した額を支払うものとする。この場合において、用具の給付に要した費用は、別表の「基準額」の欄に定める額の範囲内とする。

（譲渡等の禁止）

第39条 給付等の決定者は、当該用具を給付等の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

（費用及び用具の返還）

第40条 町長は、虚偽その他不正な手段により用具の給付の助成を受けた者がるとき、また、用具の給付等を受けた者が前条の規定に反したときは、当該用具の給付に要した費用の全部若しくは一部又は当該用具を返還させることができる。

（排泄管理支援用具の特例）

第41条 町長は、障がい者等の申請の手續の利便を考慮し、排泄管理支援用具については、次のとおり給付券を交付することができるものとする。

（1）別表の基準額（月額）の範囲内で1ヶ月に必要とする排泄管理支援用具に相当する額の6倍（6ヶ月分）までの額を給付券1枚に記載して交付すること。

（2）前項の規定による限度額から当該申請額を減じた額の範囲内で、当該期間内での申請に限り、当該決定者に再度給付の決定を行えるものとする。

（台帳の整備）

第42条 町長は、用具の給付等の状況を明確にするため、日常生活用具給付台帳（様式第16号）を整備するものとする。

第2節 住宅改造費助成事業

（目的）

第43条 日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の障がい者等が段差解消など住環境の改善を行う場合、居宅生活動作補助用具の購入及び改修事業費（以下この節において「住宅改修費」という。）を給付することにより地域における自立の支援を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

（対象者）

第44条 住宅改造費助成事業の対象者は町内に居住し、下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する身体障がい者であって障害等級3級以上の者（ただし、特殊便器への取替えについては上肢障害2級以上の者）とする。

（住宅改修の範囲）

第45条 住宅改修費の対象となる住宅改修の範囲は、次に掲げる居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費とする。

（1）手すりの取付け

（2）段差の解消

- (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- (4) 引き戸等への扉の取替え
- (5) 洋式便器等への便器の取替え
- (6) その他各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

(住宅改修費の給付要件)

第46条 住宅改修費の給付は、障がい者等が現に居住する住宅について行われるもの（借家等の場合は家主の承諾を必要とする。）であり、かつ身体の状態、住宅の状態等を勘案して、町長が必要と認める場合に給付するものとする。

(申請)

第47条 住宅改修費の給付を受けようとする者（以下この節において「申請者」という。）は、日常生活用具給付申請書（様式第11号）を町長に提出しなければならない。

(調査)

第48条 町長は、前条の規定による申請があったときは、必要な調査等を行い、日常生活用具給付調査書（様式第12号）を作成し、住宅改修費の給付の要否を決定しなければならない。

(決定)

第49条 町長は、前条の調査により住宅改修費の給付を決定したときには、日常生活用具給付決定通知書（様式第13号）により、住宅改修費の給付を却下したときは、日常生活用具給付申請却下通知書（様式第14号）により、それぞれ申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により住宅改修費の給付を決定したときは、日常生活用具給付券（様式第15条。以下「給付券」という。）を申請者に交付するものとする。

(住宅改修費の給付)

第50条 前条第1項の規定により住宅改修費の給付の決定を受けた者（以下この節において「給付決定者」という。）は、住宅改修業者（以下この節において「業者」という。）に給付券を提出して住宅改修費の給付を受けるものとする。

(費用の負担)

第51条 給付決定者又はこの者を扶養する者（以下この節において「納入義務者」という。）は、当該給付に要する費用の一部を業者に直接支払わなければならない。

2 前項の規定により支払うべき額（以下この節において「自己負担額」という。）は、法に基づく補装具費の支給の例による。

(業者への支払)

第52条 町長は、業者から住宅改修費の給付に係る費用の請求があったときは、当該給付に要した費用から自己負担額を控除した額を支払うものとする。この場合において、住宅改修費の給付に要した費用は、20万円を範囲内とする。

(費用の返還)

第53条 町長は、虚偽その他不正な手段により住宅改修の給付を受けた者がいるときは、当該住宅改修費の給付に要した費用の全部若しくは一部を返還させることができる。

第7章 移動支援事業

(目的)

第54条 移動支援事業（以下この章において「事業」という。）は、屋外で単独での外出、移動が困難な障がい者等に対して、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加の促進を図ることを目的とする。

(対象者)

第55条 事業の対象者は、町内に住所を有する若しくは法第19条第3項の規定による居住地特例の決定をした次に掲げる者（以下この章において「障がい者等」という。）とする。

- (1) 視覚障がい者（児） 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受け、同法別表第5号に規定されている2級以上の視覚障がい者（児）
- (2) 全身性障がい者（児） 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受け、同法別表第5号に規定されている2級以上の上肢・下肢の切断・機能障がい又は体幹機能障がい者（児）
- (3) 知的障がい者（児） 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づく療育手帳の交付を受けている者

- (4) 精神障がい者（児） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定による精神保健福祉手帳の1級の交付を受けている者のうち厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第543号）別表第2の12項目調査の合計点数が5点以上の者
 - (5) 難病患者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）別表に掲げる特殊の疾病により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者のうち厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第543号）別表第2の12項目調査の合計点数が5点以上の者
 - (6) その他町長が特に必要と認める者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は対象外とする。
- (1) 法に定める重度訪問介護給付若しくは行動援護給付の受給者。ただし、法定外の利用を除く。
 - (2) 町内に居住するが、法第19条第3項の規定による他市町村の居住地特例を受けている者
（実施方法）

第56条 町長は、障がい者等に対し地域の特性及び当該障がい者等の利用の状況に応じ、次の各号に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 個別支援型 個別的支援が必要な障がい者等に対するマンツーマンによる支援
 - (2) グループ支援型 屋外でのグループワーク並びに同一目的地及び同一イベントへの参加等の複数人同時支援
- 2 この事業は、官公庁や金融機関への手続のための外出、生活必需品の買物等社会生活上必要不可欠な外出及びレクリエーションや催物等への参加、芸術鑑賞等余暇活動など社会参加のための外出支援とし、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限ることとし、次に掲げるものは除く。
- (1) 通所、通学、通園等通年かつ長期にわたる外出。ただし、保護者等の疾病等のためこの外出の手段がほかにない場合はその限りでない。
 - (2) 医療機関等への通院
 - (3) 通勤又は営利を目的とする経済活動への外出
 - (4) 政治活動又は宗教活動の用に供する外出
 - (5) その他社会通念上適当でない外出
（申請）

第57条 事業を利用しようとする障がい者等（以下この章において「申請者」という。）は、山ノ内町地域生活支援事業支給申請書（様式第17号）を町長に提出するものとする。
（決定）

第58条 町長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、利用の可否を決定し、山ノ内町地域生活支援事業支給決定通知書（様式第18号）により当該申請者に通知するものとする。
（事業に要する費用）

第59条 事業にかかる経費については、別表第3に定めるとおりとする。
（費用の負担）

第60条 事業に要する費用の負担は、原則1割とする。ただし、生活保護受給者の事業利用に要する経費の負担は無料とする。

第8章 地域活動支援センター機能強化事業 （目的）

第61条 地域活動支援センター機能強化事業（以下この章において「事業」という。）は、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化することにより、障がい者等の地域生活支援の促進を図ることを目的とする。
（対象者）

第62条 事業の対象者は、町内に居住地を有する障がい者等とする。
（事業の内容）

第63条 町長は、障がい者等に対し地域の特性及び障がい者の利用状況に応じ、次の各号に掲げる

事業の支援を行うものとする。

(1) 基礎的事業

地域の実情に応じて、障がい者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供等を支援する。

(2) 地域活動支援センターⅠ型

専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤と連携強化のための調整、地域住民ボランティアの育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を支援する。なお、この事業に要する費用の負担は別表第4によるものとする。

(3) 地域活動支援センターⅡ型

地域において、雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスの実施を支援する。なお、この事業に要する費用の負担は別表第4によるものとする。

(4) 地域活動支援センターⅢ型

地域の障がい者のために、地域の障がい者団体等が実施する通所による援護事業の実施を支援する。

(申請)

第64条 事業を利用しようとする障がい者等（以下「申請者」という。）は、山ノ内町地域生活支援事業支給申請書（様式第17号）を町長に提出するものとする。

(決定)

第65条 町長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、利用の可否を決定し、山ノ内町地域生活支援事業支給決定通知書（様式第18号）により当該申請者に通知するものとする。

(経費)

第66条 事業にかかる経費については、別表第4に定めるとおりとする。

(利用者の負担)

第67条 事業に要する利用者の負担は、以下のとおりとする。

- (1) 生活保護受給者の事業利用に要する経費の負担は無料とする。
- (2) 法第28条第1項に規定による介護給付等と同施設で提供される事業については、事業利用に要する経費の1割の額を事業者を支払うものとする。ただし、町長が特に認めた場合はこれを減免することができる。
- (3) 前号を除くサービスについての事業に要する費用の負担は無料とする。

第9章 訪問入浴サービス事業

(目的)

第68条 訪問入浴サービス事業（以下この章において「事業」という。）は、家庭において入浴をすることが困難な身体障がい者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第69条 この章において「身体障がい者」とは、居宅において常に臥床し、自宅で入浴することが困難な65歳未満の身体障がい者をいう。

(対象者)

第70条 事業の利用対象者は、次の各号に該当する身体障がい者で、介護保険法に基づく訪問入浴介護を受けることができない者とする。

- (1) 町内に居住している者
- (2) 医師が入浴可能と認めた者
- (3) 健康上入浴に支障がない者

(事業内容)

第71条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 入浴、清拭及び洗髪等
- (2) 血圧、脈はく及び体温等の測定による健康管理
- (3) 健康相談、助言指導及びその他必要な処置

(申請)

第72条 事業を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、山ノ内町地域生活支援事業支給申請書（様式第17号）とともに訪問入浴サービス主治医指示書（様式第19号）を添付して利用を希望する7日前までに町長に申請しなければならない。

（決定）

第73条 町長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、利用の可否を決定して、山ノ内町地域生活支援事業支給決定通知書（様式第18号）により申請者に通知するものとする。

（遵守事項）

第74条 利用者等は、入浴に際して次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）入浴をするときは、1名以上の付添人を付け入浴に立会うこと。
- （2）入浴する者は、入浴前に入浴の可否を意思表示し、付添人がこれを確認すること。
- （3）係員の指示に従うこと。

（入浴の停止又は廃止）

第75条 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、入浴を停止又は廃止することができる。

- （1）入浴により心身に悪影響を及ぼすおそれがあるとき。
- （2）前条各号のいずれかに反する行為があったとき。
- （3）事業実施上支障のある行為があったとき。
- （4）死亡、転出又は病院に入院し、若しくは施設に入所したとき。
- （5）その他訪問入浴サービスの必要がなくなったと認められるとき。

2 町長は前項の規定により、入浴を停止又は廃止した場合は、訪問入浴サービス利用停止（廃止）通知書（様式第20号）により申請者に通知するものとする。

（費用）

第76条 事業にかかる経費については、別表第5に定めるとおりとする。

（利用者の負担）

第77条 事業に要する利用者の負担は、無料とする。

第10章 更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業

第1節 更生訓練費給付事業

（目的）

第78条 更生訓練費給付事業（以下この節において「事業」という。）は、法に基づく就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している者及び法附則第41条第1項に規定する身体障害者更生援護施設（身体障害者療護施設を除く。）に入所している者に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ることを目的とする。

（対象者）

第79条 事業の対象者は、法第19条第1項に規定する当町による支給決定障害者のうち、就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している者及び法附則第21条第1項に規定する指定旧法施設支援を受けている支給決定障害者である身体障害者のうち更生訓練を受けている者又は身体障害者福祉法第18条第2項の規定により施設に入所の措置若しくは入所の委託をされ更生訓練を受けている障がい者等とする。ただし、法に基づく利用者負担額の生じない者に限る。

（支給額）

第80条 更生訓練費の支給額は、訓練の内容等を勘案して必要と認められた経費及び通所のための経費を合算し別表第6により町長が認めた額とする。

（申請）

第81条 事業を利用しようとする障がい者等（以下この章において「申請者」という。）は、更生訓練費支給申請書（様式第21号）を町長に提出するものとする。

（決定）

第82条 町長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、利用の可否を決定し、その旨を更生訓練費支給決定（変更・却下）通知書（様式第22号）により当該申請者に通知するものとする。

（代理受領等）

第83条 前条の規定により支給の決定を受けた者（以下この節において「支給決定者」という。）

は、更生訓練費の支給申請手続及びその受領を更生訓練を行う施設の長（以下この章において「施設長」という。）に委任することができるものとする。この場合施設長は、支給決定者から支給申請手続及び受領に関する委任状を徴収しなければならない。

2 前項の規定による申請は、更生訓練費支給申請書（施設用）（様式第23号）により行うものとする。

第2節 施設入所者就職支度金給付事業

（目的）

第84条 施設入所者就職支度金給付事業（以下この節において「事業」という。）は、法第28条第2項に基づく就労移行支援事業又は就労継続支援事業を利用している者及び法附則第41条第1項に規定する身体障害者更生援護施設（身体障害者授産施設に限る。）及び法附則第58条第1項に規定する知的障害者援護施設（知的障害者授産施設に限る。）（以下この節では「障害者授産施設」という。）に入所若しくは通所している者で、訓練を終了し、就職等により自立するものに対して就職支度金を給付し、社会復帰の促進を図ることを目的とする。

（対象者）

第85条 この事業の給付の対象となる者（以下この節において「対象者」という。）は法第28条第2項に規定する就労移行支援事業又は就労継続支援事業及び障害者授産施設を利用している障がい者で、就労訓練を終了し、かつ就職若しくは自営により自立することとなった者とする。

（支給方法）

第86条 町長は、対象者の申請に基づき、訓練が終了する月において支給する。

（就職支度金の使途）

第87条 就職支度金は、対象者が就職又は自営について、必要な生活用品の購入費とする。

（支給額）

第88条 就職支度金の給付額は別表第6に定める額とする。

（申請）

第89条 対象者は、就職支度金支給申請書（様式第24号）に就職先の採用証明書又は自営の事業計画書等受給に関する証明書を添付し、入所若しくは通所している施設を經由して町長に提出するものとする。

2 対象者は、就職支度金の支給手続及びその受領を書面で施設の長に委任できるものとし、この場合、委任を受けた施設の長は就職支度金支給申請書（施設用）（様式第25号）を就職先の採用証明書又は自営の事業計画書等受給に関する証明書を添付し町長に申請するものとする。

（決定）

第90条 町長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、利用の可否を決定し、その旨を就職支度金支給（不支給）決定通知書（様式第26号）により当該申請者に通知するものとする。

第11章 生活支援事業

第1節 生活訓練事業

（目的）

第91条 生活訓練事業（以下この節において「事業」という。）は、障がい者等に対して、日常生活上必要な訓練及び指導等を行うことにより、生活の質的向上を図り、社会復帰を促進することを目的とする。

（対象者）

第92条 事業の対象者は、町内に居住地を有する障がい者等とする。

（実施の方法等）

第93条 講習会等の方法により、次の内容の事業を行う。

- (1) 歩行訓練
- (2) 身辺・家事管理
- (3) 福祉機器の活用方法
- (4) 社会資源の活用方法
- (5) コミュニケーションに関すること（手話、要約筆記、点字、パソコン等）
- (6) 家庭生活に関すること（生活設計、家族関係、育児等）
- (7) 社会生活・職業生活に関すること

(8) その他社会生活上必要なこと

(委託)

第94条 町長は事業を障害者福祉に理解と情熱のある社会福祉法人及び障害者団体等に委託して実施する。

第2節 本人活動支援事業

(目的)

第95条 本人活動支援事業（以下この節において「事業」という。）は、知的障がい者が、自分に自信を持ち、仲間と話し合い、自分たちの権利や自立のために社会に働きかける等の活動を支援することにより、生活の質的向上を図り、社会復帰を促進することを目的とする。

(対象者)

第96条 事業の対象者は、町内に居住地を有する知的障がい者とする。

(支援する活動)

第97条 以下の活動に対して支援を行うものとする。

- (1) 本人達による会議、交流会等への支援
- (2) 本人達の生活力等を強める学習会やセミナー等への支援
- (3) その他、本人達によるグループ活動への支援

(委託)

第98条 町長は、事業を知的障害者福祉に理解と情熱のある社会福祉法人及び障害者団体等に委託して実施する。

第12章 日中一時支援事業

(目的)

第99条 日中一時支援事業（以下この章において「事業」という。）は、障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び日常介護している家族の日中の負担軽減を図ることを目的とする。

(対象者)

第100条 事業の対象者は、町内に居住地を有する障がい者等及び法第19条第3項の規定による居住地特例の決定をした者とする。

(申請)

第101条 事業を利用しようとする障がい者等は、山ノ内町地域生活支援事業支給申請書（様式第17号）を町長に提出するものとする。

(決定)

第102条 町長は、前条に規定する申請を受理したときは、その内容を審査し、支給の可否を決定し、その旨を山ノ内町地域生活支援事業支給決定通知書（様式第18号）により当該申請者に通知するものとする。

(費用)

第103条 費用の単価は、法第29条第3項に規定する指定障害福祉サービスとして厚生労働大臣が定める基準により算定した短期入所の費用の額を基準とし、4時間未満はその1/4、4時間から8時間未満はその2/4、8時間以上はその3/4とする。

2 町長は、登録事業者に対して前項に基づいて算定した額から前条の規定により利用の決定を受けた者（以下この章においては「利用者」という。）が負担する額を差引いた額を支払うこととする。

(費用の負担)

第104条 利用者は、利用に要する経費の1割の額を登録事業者に支払うものとする。ただし、1の位に満たない端数は切り捨てる。

2 生活保護受給者の利用に要する経費の負担は無料とする。

3 飲食費その他の実費に係る費用については、利用者の負担とし、登録事業者に直接納付するものとする。

第13章 生活サポート事業

(目的)

第105条 生活サポート事業（以下この章において「事業」という。）は、介護給付支給決定者以外の者について、日常生活に関する支援・家事に対する必要な支援を行うことにより、障がい者等

の地域での自立した生活の推進を図ることを目的とする。

(対象者)

第106条 事業の対象者は、町内に居住地を有する障がい者等で障害支援区分非該当の者とする。

(申請)

第107条 事業を利用しようとする障がい者等(以下この章において「申請者」という。)は、山ノ内町地域生活支援事業支給申請書(様式第17号)を町長に提出するものとする。

(決定)

第108条 町長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、利用の可否を決定し、その旨を山ノ内町地域生活支援事業支給決定通知書(様式第18号)により当該申請者に通知するものとする。

(費用)

第109条 事業にかかる経費については、別表第7に定めるとおりとする。

(費用の負担)

第110条 第108条の規定により利用の決定を受けた者の事業に係る費用の負担は、以下のとおりとする。

- (1) 生活保護受給者の利用に要する経費の負担は無料とする。
- (2) 前号以外の者は利用に要する経費の1割の額をサービス提供事業者に支払うものとする。ただし、町長が特に認める場合費用の負担を軽減することができる。

第14章 社会活動促進事業

第1節 点字・声の広報等発行事業

(目的)

第111条 点字・声の広報等発行事業は、文字による情報入手が困難な障がい者等のために、点訳、音訳その他障がい者等にわかりやすい方法により、地方公共団体等の広報、障がい者等関係事業の紹介、生活情報、その他障がい者等が地域生活をするうえで必要度の高い情報などを定期的に障がい者等に提供することを目的とする。

第2節 奉仕員養成研修事業

(目的)

第112条 奉仕員養成研修事業(以下この節において「事業」という。)は、手話表現技術を習得した手話奉仕員、要約筆記に必要な技術等を習得した要約筆記奉仕員、点訳又は朗読に必要な技術を習得した点訳奉仕員及び朗読奉仕員を養成研修することにより、障がい者の社会参加を促進することを目的とする。

(実施の方法等)

第113条 奉仕員の養成については、以下の方法により実施する。また、研修については、技術の維持・向上を図る趣旨を踏まえ、以下の方法を参考に実施すること。

- (1) 点訳奉仕員及び朗読奉仕員
講習等の方法により、概して次の科目について講習を実施する。
 - ア 点訳奉仕員
 - (ア) 点字図書の基礎知識
 - (イ) 点訳の方法及び実技
 - (ウ) 身体障害者福祉の概要
 - イ 朗読奉仕員
 - (ア) 声の図書の基礎知識
 - (イ) 朗読の方法及び実技
 - (ウ) 身体障害者福祉の概要
- (2) 要約筆記奉仕員
講習等の方法により実施し、次の「基礎過程」及び「応用課程」を修復させる。
 - ア 基礎過程
聴覚障がい者、とりわけ中途失聴・難聴の特性を理解し、配慮して、他の要約筆記奉仕員とのチームワークにより、話し手の話を、速く、正しく、分かりやすく手書き又はパソコンを活用して文字化することにより伝えることが可能なレベル
 - イ 応用課程

聴覚障がい者、とりわけ中途失聴・難聴者の抱えている社会的課題をよく理解し、様々な場面に応じて、手書き又はパソコンを活用した要約筆記によりコミュニケーション支援を行うことが可能なレベル

(3) 手話奉仕員

講習等の方法により実施し、次の「入門過程」及び「応用課程」を修習させる

ア 入門課程

相手の簡単な手話が理解でき、手話で挨拶、自己紹介程度が可能なレベル

イ 基礎過程

相手の手話が理解でき、特定の聴覚障がい者と手話で日常会話が可能なレベル

(委託)

第114条 町長は、事業を障害者福祉に理解と情熱のある社会福祉法人及び障害者団体等に委託して実施する。

第3節 障害者自動車運転免許証取得費助成事業

(目的)

第115条 障害者自動車運転免許取得費助成事業は、障がい者に対して自動車運転免許（道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条の規定による公安委員会の運転免許（仮免許を除く。）をいう。以下「免許」という。）の取得に要する費用の一部を助成し、障がい者の就労等社会活動への参加を促進することを目的とする。

(助成対象者)

第116条 自動車運転免許取得費の助成を受けることができる者（以下この節において「対象者」という。）は、町内に居住地を有する者で、道路交通法第96条の規定による運転免許試験の受験資格を有し、かつ、就労等社会活動への参加のため免許を取得しようとする者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者で、障害等級が1級から4級までの者

(2) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づく療育手帳の交付を受けている者

(助成金の額)

第117条 助成金の額は、免許取得に要した費用（入所料、教材費、適性検査料、教習料、検定料、仮免許申請料、その他必要な経費をいう。）の3分の2を上限とする額とする。ただし、1人当たり10万円を限度とする。

(申請)

第118条 助成金の支給を受けようとする対象者（以下この節において「申請者」という。）は、免許の取得前又は取得後6か月以内に障害者社会活動促進事業費助成申請書（様式第27号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 身体障害者手帳又は療育手帳の写し

(2) 予備適性検査結果通知書

(決定等)

第119条 町長は、申請内容を審査し、支給の可否を障害者社会活動促進事業費助成決定（却下）通知書（様式第28号）により申請者に通知するものとする。

(請求)

第120条 決定者は、免許取得後速やかに障害者社会活動促進事業費助成実績報告書（様式第29号）に請求書、免許証の写し及び免許取得に直接要した費用の額が明らかとなる領収書を添えて町長に提出するものとする。

2 町長は前項の規定による請求書の提出を受けたときは、請求内容を審査し、速やかに助成金を支払うものとする。

(助成金の返還)

第121条 町長は、決定者が申請等に当たり虚偽その他不正な行為を行ったと認めたときは、助成金の全部又は一部を返還させることができる。

第4節 身体障害者用自動車改造費助成事業

(目的)

第122条 身体障害者用自動車改造費助成事業は、重度の身体障がい者が自立した生活、社会活動への参加及び就労（以下「就労等」という。）に伴い、自らが所有し運転する自動車を改造する場合に、改造に要する経費を助成することにより、社会復帰の促進を図り、もって福祉の増進に資することを目的とする。

（助成対象者）

第123条 身体障害者用自動車改造費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、町内に居住地を有する者で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- （1） 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が上肢機能障害、下肢機能障害又は体幹機能障害の1級又は2級の者
- （2） 自動車運転免許（道路交通法第84条の規定による公安委員会の運転免許（仮免許を除く。）をいう。以下同じ。）証（以下「運転免許証」という。）を有する者
- （3） 就労等に伴い、自ら所有し運転する自動車の換向装置（ハンドルをいう。）、駆動装置（アクセル及びブレーキをいう。）等の一部を改造する必要がある者
- （4） 助成金を支給する月の属する年の前年の所得金額（各種所得控除後の額）が、当該月の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない者

（助成金の額）

第124条 助成金の額は、換向装置、駆動装置等の改造に要する経費として、1件当たり10万円を限度とし、1車両につき1回限りとする。

（申請）

第125条 助成金の支給を受けようとする対象者（以下「申請者」という。）は、自動車の改造前又は改造後の6か月以内に障害者社会活動促進事業費助成申請書（様式第27号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- （1） 対象者の身体障害者手帳の写し
- （2） 運転免許証の写し
- （3） 対象者の属する世帯の前年分所得金額が確認できる書類（住民票謄本及び世帯全員の市区町村発行所得証明書）
- （4） 車検証の写し
- （5） 改造を行う業者の見積書（自動車の改造箇所及び改造経費を明らかにしたもの）

（決定等）

第126条 町長は、申請内容を審査し、支給の可否を障害者社会活動促進事業費助成決定（却下）通知書（様式第28号）により申請者に通知するものとする。

（支払）

第127条 前条の規定により支給決定の通知を受けた者（以下「決定者」という。）は、町長の指定する期日までに障害者社会活動促進事業費助成実績報告書（様式第29号）及び請求書に自動車改造に要した費用の額が明らかとなる領収書を添えて町長に提出するものとする。

2 町長は前項の規定による請求書の提出を受けたときは、請求内容を審査し、速やかに助成金を支払うものとする。

（助成金の返還）

第128条 町長は、決定者が申請等に当たり虚偽その他不正な行為を行ったと認めたときは、助成金の全部又は一部を返還させることができる。

第15章 雑則

（変更の届出）

第129条 第58条、第65条、第73条、第102条又は第108条の規定により決定の通知を受けた者（以下この章において「決定者」という。）は、申請の内容に変更が生じたときは山ノ内町地域生活支援事業支給申請書（様式第17号）を町長に提出するものとする。

（決定の取消）

第130条 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第58条、第65条、第73条、第102条又は108条の規定による決定を取り消すことができる。

- （1） 55条、第62条、第70条、第100条又は第106条に規定する対象者でなくなったとき。
- （2） 死亡したとき。

(3) その他利用申請に際し虚偽の申請をした等不正行為が認められたとき。

2 町長は、前項の規定による取消しを行うときは、支給決定取消通知書（様式第30号）により利用者又はその家族等に通知するものとする。

（費用負担額の減免）

第131条 町長は、災害その他特別な事由があると認めるときは、第2条第1項各号に掲げる事業のうち費用負担の生じる事業についてその費用負担を減額し、又は免除することができるものとする。

2 前項の規定による費用負担額の減免を受けようとする利用者は、山ノ内町地域生活支援事業費用負担減免申請書（様式第31号）を町長に提出するものとする。

3 町長は、前項の申請を受理したときは、その内容を審査し、減額又は免除の可否を決定し、山ノ内町地域生活支援事業費用負担減免決定（却下）通知書（様式第32号）により当該申請者に通知するものとする。

（補則）

第132条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の地域生活支援事業の規定は、令和3年度以降の事業実施について適用し、同年度以前の事業実施については、なお従前の例による。

別表第1（第26条関係）

意思疎通支援事業

サービス類型		30分未満	30分以上1時間未満	1時間以上1.5時間未満	以後30分	備考
意思疎通支援者派遣	派遣時間	750円	1,500円	2,250円	750円	
	移動時間	375円	750円	1,125円	375円	
	自家用自動車利用の場合	単価、要件については内規で規定				

別表第2（第32条、第38条、第41条関係）

品目	単価の限度額	耐用年数	対象要件
特殊寝台	円 154,000	年 8	下肢又は体幹機能障害2級以上の者
特殊マット	19,600	5	常時介護を要する下肢又は体幹機能障害1級の者及び同障害3歳以上で2級以上の児童並びに常時介護を要する3歳以上で重度又は最重度の知的障がい者（児）
特殊尿器	67,000	5	学齢児以上の常時介護を要する下肢又は体幹機能障害1級のもの
入浴担架	82,400	5	3歳以上の下肢又は体幹機能障害2級以上の者で入浴に当たって家族等の介護を要するもの
体位変換器	15,000	5	学齢児以上の下肢又は体幹機能障害2級以上の者で、下着交換等に当たって家族等の介助を要するもの
移動用リフト	159,000	4	3歳以上の下肢又は体幹機能障害2級以上の者（児）
訓練椅子	33,100	5	3歳以上の下肢又は体幹機能障害2級以上の児童
訓練用ベット	159,200	8	学齢児以上の下肢又は体幹機能障害2級以上の者

				児童
自立生活支援用具	入浴補助用具	90,000	8	3歳以上の下肢又は体幹機能障害で、入浴に当たって家族等の介護を要するもの
	便器	4,450	8	学齢児以上の下肢又は体幹機能障害2級以上のもの
	便器（手すり付き）	5,400		
	頭部保護帽（スポンジ・革を主材料）	15,200	3	てんかん等の発作等により、頻繁に転倒する平衡機能、下肢又は体幹障がい者（児）、重度又は最重度知的障がい者（児）及び精神障がい者（児）
	頭部保護帽（スポンジ・革・プラスチックを主材料）	36,750		
	T字杖・棒状のつえ（木材）	2,200	3	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がい者（児）
	T字杖・棒状のつえ（軽金属）	3,000		
	移動・移乗支援用具	60,000	8	3歳以上の平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害の者で、家庭内の移動等に介助を必要とするもの
	特殊便器	151,200	8	学齢児以上で、上肢機能障害2級以上及び自ら排便後の処理が困難な重度知的障がい者
	火災警報器	15,500	8	身体障害1・2級及び重度又は最重度知的障がい者（児）。ただし、火災発生の感知及び避難が著しく困難な者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で、1世帯に2台を限度とする。
	自動消火器	28,700	8	視覚障害2級以上の者及び最重度知的障がい者。ただし、単身世帯及び盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。
	電磁調理器	41,000	6	視覚障害2級以上の者及び最重度知的障がい者。ただし、単身世帯及び盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。
歩行時間延長信号機用小型送信機	7,000	10	学齢児以上の視覚障害2級以上の者	
聴覚障害者用屋内信号装置（聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。）	87,400	10	聴覚障害2級以上の者。ただし、聴覚障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯に限る。	
在宅療養等支援用具	透析液加温器	51,500	5	3歳以上の腎臓機能障害等3級以上の者で、自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行うもの
	ネブライザー（吸入器）	36,000	5	学齢児以上の呼吸器機能障害等3級以上又は同程度の身体障害で必要と認められる者
	電気式たん吸引器	56,400	5	呼吸器機能障害3級以上の者で、医療保険における在宅酸素療法を行うもの
	酸素ボンベ運搬車（カート）	17,000	10	呼吸器機能障害3級以上の者で、医療保険における在宅酸素療法を行うもの
	盲人用体温計（音声式）	9,000	5	学齢児以上の視覚障害2級以上の者。ただし、単身世帯及び盲人のみの世帯又はこれに準ずる世帯に限る。
	盲人用体重計	18,000	5	視覚障害2級以上の者。ただし、単身世帯及び盲人のみの世帯又はこれに準ずる世帯に限る。
情報・意思疎通	携帯用会話補助装置	98,000	5	学齢児以上の音声言語機能障害又は肢体不自由の者で、発声・発語に著しい障害を有するもの
	情報・通信支援用具（障害者向けのパソ	100,000	2	上肢機能障害又は視覚障害2級以上の者

支援 用具	コン周辺機器やアプリケーションソフト等)			
	点字ディスプレイ	383,500	6	視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級以上の者
	点字器(両面書)真鍮板製	10,400	7	視覚障がい者(児)
	点字器(両面書)プラスチック製	6,600		
	点字器(片面書)アルミニウム製	7,200	5	
	点字器(片面書)プラスチック製	1,650		
	点字タイプライター	63,100	5	
	視覚障害者用ポータブルレコーダー(録音再生機)	85,000	6	学齢児以上の視覚障害2級以上の者
	視覚障害者用ポータブルレコーダー(再生専用機)	35,000		
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	99,800	6	学齢児以上の視覚障害2級以上の者
	視覚障害者用拡大読書器	198,000	8	学齢児以上の視覚障害の者で、本装置により文字等を読むことが可能になるもの
	盲人用時計(触読)	10,300	10	視覚障害2級以上の者で、音声時計は手指の触覚に障害がある等のため触読式の使用が困難な者
	盲人用時計(音声)	13,300		
	聴覚障害者用通信装置	71,000	5	学齢児以上の聴覚障害又は著しい発声・発語の障害の者で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの
	聴覚障害者用情報受信装置	88,900	6	聴覚障がい者(児)で、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの
	人工喉頭(笛式)	5,000	4	咽頭摘出者(児)
	人工喉頭(電動式)	70,100	5	
	福祉電話	83,300	5	聴覚障害又は外出困難音声言語機能障害2級以上の者。ただし、障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に限る
	点字図書	10,000	—	主に点字により情報入手をしている視覚障がい者(児)
排泄・ 意思 疎通 支援 用具	ストマ用装具(蓄便袋)	8,600	—	ストマ造設者で、ぼうこう又は直腸機能障がい者(児)並びに高度の排便機能障害、脳原性運動機能障害かつ意思表示困難な者(児)
	ストマ用装具(蓄尿袋)	11,300		
	紙おむつ等(サラシ、ガーゼ等衛生用品、脱脂綿など)	12,000	—	3歳以上の者であって、次のいずれかに該当するもの (1) 障害等により紙おむつ等の用具類を必要とするもの ア 治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらんのためストマ装具を装着することができないもの

				イ 先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は排便機能障害のあるもの ウ 先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のあるもの (2) 脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿又は排便の意思表示が困難な者で、医師の意見書により紙おむつ等の装具類を必要とするもの
	収尿器（男子用）普通型	7,700	1	高度の排尿機能障がい者（児）
	収尿器（男子用）簡易型	5,700		
	収尿器（女子用）普通型	8,500		
	収尿器（女子用）簡易型	5,900		
住宅改修費	居宅生活動作補助用具（小規模な住宅改修を伴うもの）	200,000	—	学齢児以上の下肢若しくは体幹機能障害3級以上又は乳幼児期非進行性脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）ただし、特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上のものに限る。
旧県 単日 常生 活用 具	座位保持用椅子	45,000		肢体不自由2級以上又は知的障害A1の者及び在宅の重度心身障がい者（児）で、障がい者（児）の態様に応じて改造を必要とするもの
	立位保持用机	年間合計		
	移動介助用椅子（室内用・室外用）	30,000		
	腰掛便器			
	洋式便器			
	排便補助器			
	簡易収尿器			
	頭部保持器			
	走行器			
	浴槽（移動用）			
	食器固定装置			
	特殊食器（皿、保温食器、スプーン等）			
	介助用被服類			
	簡易訓練用器具類			
簡易自助用具類				
幼児用補聴器（両耳装用）		難聴のある3歳未満の幼児		

別表第3（第59条関係）

移動支援事業

サービス類型		利用者1名につき1時間当たりの単価
個別支援型	身体介護を伴う	2,800円
	身体介護を伴わない	1,500円
グループ型支援		1,000円

(注) 個別支援型で身体介護を伴う場合、1回の提供時間は3時間までとする。

別表第4 (第63条、第66条関係)

地域活動支援センター事業

サービス種別	提供単位等	単価
地域活動支援センターⅠ型	月	1,000,000円

サービス種別	提供単位等	障害程度区分	障害程度区分	障害程度区分	加算			
		5～6	3～4	1～2				
地域活動支援センターⅡ型(障害者デイサービス)	身体障害者介護単独型	4時間未満	345単位	319単位	295単位	低所得者の食事提供体制：42単位 入浴：40単位 送迎：片道54単位		
		4～6時間	576単位	533単位	491単位			
		6時間以上	748単位	693単位	638単位			
	身体障害者介護併設型	4時間未満	277単位	252単位	226単位		送迎：片道54単位	
		4～6時間	462単位	419単位	378単位			
		6時間以上	600単位	546単位	491単位			
	身体・知的障害者創作単独型	4時間未満	154単位	133単位	113単位			送迎：片道54単位
		4～6時間	256単位	222単位	190単位			
		6時間以上	333単位	290単位	246単位			
	精神障害者創作単独型	4時間未満			133単位	送迎：片道54単位		
		4～6時間			222単位			
		6時間以上			290単位			
	身体・知的障害者創作併設型	4時間未満	86単位	66単位	45単位		送迎：片道54単位	
		4～6時間	143単位	109単位	76単位			
		6時間以上	187単位	142単位	99単位			
	精神障害者創作併設型	4時間未満			66単位			送迎：片道54単位
		4～6時間			109単位			
		6時間以上			142単位			
	知的障害者介護単独型	4時間未満	285単位	255単位	225単位	低所得者の食事提供体制：42単位 入浴：40単位 送迎：片道54単位		
		4～6時間	475単位	425単位	376単位			
		6時間以上	617単位	553単位	488単位			
	精神障害者介護単独型	4時間未満			255単位		低所得者の食事提供体制：42単位 入浴：40単位 送迎：片道54単位	
		4～6時間			425単位			
		6時間以上			553単位			
知的障害者介護併設型	4時間未満	216単位	187単位	157単位	送迎：片道54単位			
	4～6時間	362単位	311単位	262単位				
	6時間以上	470単位	405単位	341単位				
精神障害者介護併設型	4時間未満			187単位		送迎：片道54単位		
	4～6時間			311単位				
	6時間以上			405単位				
地域活動支援センターⅡ型(児童デイサービス)	小規模(平均利用人員10人以下)	528単位					送迎：片道54単位	
	標準(平均利用人員11～20人)	364単位						
	大規模(平均利用人員21人以上)	279単位						

別表第5 (第76条関係)

訪問入浴サービス事業

サービス種別	提供単位等	単価	備考
訪問入浴サービス事業	回	12,500円	

別表第6（第80条、第88条関係）

更正訓練費給付事業・施設入所者就職支度金給付事業

サービス種別	区分	月額		備考
		訓練従事15日 以上	訓練従事15日 未満	
更正訓練費給 付事業	旧法視聴覚障害者更生施設	14,800円	7,400円	通所者を含む
	自立訓練事業実施施設	6,300円	3,150円	
	旧法肢体不自由者更生施設			
	旧法視覚障害者更正施設			
	旧法聴覚・言語障害者更生施設			
	旧法内部障害者更生施設			
	就労移行支援事業実施施設	3,150円	1,600円	
	旧法身体障害者授産施設			
	旧法身体障害者通所授産施設			
上記に関わらず、平成15年3月末において重度身体障害者更生援護施設であったもの	2,100円	1,050円		
施設入所者就職支度金		退所月		
		36,000円		

別表第7（第109条関係）

生活サポート事業

サービス類型		30分未満	30分以上1 時間未満	1時間以上 1.5時間未満	以後30分	加算
居宅介護	家事援助	80単位	150単位	225単位	70単位	

(注) 日中時間帯以外の加算の算定
 午後6時から午後10時まで25%に相当する額
 午後10時から午前6時まで50%に相当する額
 午前6時から午前8時まで25%に相当する額

年 月 日

山ノ内町長殿

氏名 _____ ⑩

山ノ内町地域支援事業実施要綱第18条の規定により、山ノ内町意思疎通支援者の登録を受けたいので申請します。

ふりがな			
氏名	生年月日		年 月 日
住所			
①電話番号 ②FAX又はEメール	① (電話番号)		
	② (FAX・Eメール)		
登録内容	手話通訳者 ・ 要約筆記者 (手書き・パソコン)		
手話通訳者・要約筆記者の資格			
手話通訳者・要約筆記者経験歴	他市町村登録の有無	有 ・ 無 (登録番号)	
その他特記事項			

- (備考)
- 1 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとする。
 - 2 その他特記事項には専門分野に関することや活動できる時間帯について記載すること。
 - 3 必要に応じて口座振込依頼書を添付すること。

山ノ内町意思疎通支援者登録決定（却下）通知書

年 月 日

様

山ノ内町長

印

年 月 日付けで申請のあった山ノ内町意思疎通支援者の登録について、次のとおり 登録 ・ 登録却下 を決定したので通知します。

記

- 1 山ノ内町意思疎通支援者として認定します。
 - (1) 手話通訳者
 - (2) 要約筆記者

- 2 山ノ内町意思疎通支援者の認定については却下します。
 - (1) 手話通訳者
 - (2) 要約筆記者(却下の理由)

様式第3号（第18条関係）

写真 (枠内に貼付 すること)	山ノ内町意思疎通支援者登録台帳		
	登録番号	山ノ内町 第 号	
	登録年月 日	年 月 日	
ふりがな			
氏 名			生年月日 年 月 日
住 所			
①電話番号 ②FAX又はEメール	① (電 話 番 号)		
	② (FAX・Eメール)		
登録内容	手話通訳者 ・ 要約筆記者 (手書き・パソコン)		
手話通訳者・ 要約筆記者 の資格			
手話通訳者・ 要約筆記者 経験歴		他市町村 登録の有無	有 ・ 無 (登録番号)
その他 特記事項			

(備考) 写真のサイズは、縦4cm×横3cmとする。(台帳の貼付用はコピー可)

様式第6号（第19条関係）

山ノ内町意思疎通支援者登録事項変更届

年 月 日

山ノ内町長 殿

氏名 _____ 印

山ノ内町地域生活支援事業実施要綱第 条の規定により、下記のとおり登録事項を変更したいので届出ます。

変更理由		
変更年月日	年 月 日	
変更事項	変更前	変更後

様式第7号（第21条関係）

山ノ内町意思疎通支援者派遣申請書

年 月 日

山ノ内町長 殿

申請者 住 所 _____
 氏 名 _____ 印
 FAX・電話番号 _____

山ノ内町地域生活支援事業実施要綱第21条の規定により、下記のとおり意思疎通支援者
 （ 手話通訳者 ・ 要約筆記者 ）の派遣を申請します。

記

派遣日時	年 月 日 ()		時 分から
			時 分まで
派遣場所 (待合わせ場所)	名 称		
	所 在 地		
	FAX・電話番号等 連絡先		
	待合わせ時間	午前・午後	時 分
派遣対象の 障がい者等氏名			
派遣内容			
その他			

*以下、申請者は記入しない

* 決 裁	上記申請について調査の結果、派遣が（要・否）と認められるので、決定・却下してよろしいでしょうか。				起 案	
					決 裁	
	課 長	係 長	係 員	担 当	施 行	
					意思疎通支 援者通知日	

様式第8号（第22条関係）

山ノ内町意思疎通支援者派遣決定（却下）通知書

年 月 日

様

山ノ内町長

印

先に申込みがありました意思疎通支援者（手話通訳者・要約筆記者）の派遣について

- 1 下記のとおり派遣します。
- 2 却下します。

（理由）

記

意思疎通支援者 氏名			
派遣日時	年 月 日（ ）	時	分から
		時	分まで
派遣場所 （待合わせ場所）	名 称		
	所 在 地		
	FAX・電話番号等 連絡先		
	待合わせ時間	午前・午後	時
派遣対象の 障がい者等氏名			
派遣内容			
その他			

年 月 日

様

山ノ内町長

印

下記のとおり 手話通訳 ・ 要約筆記 を依頼します。

記

派遣申請者	氏 名		
	FAX・電話番号		
派遣日時	年 月 日 ()	時 分	から
		時 分	まで
派遣場所 (待合わせ場所)	名 称		
	所 在 地		
	FAX・電話番号等 連絡先		
	待合わせ時間	午前・午後	時 分
派遣対象の 障がい者等氏名			
派遣内容			
その他			

様式第10号 (第25条関係)

山ノ内町意思疎通支援者派遣業務報告書 (兼報酬等請求書)

年 月 日

山ノ内町長 殿

意思疎通支援者

氏 名 _____ 印 _____

次のとおり報告 (請求) します。

申請者					
派遣日時	年 月 日 ()			(開始)	時 分から
				(終了)	時 分まで
				計	時間 分
移動時間等	自宅から派遣先までの往復に要した時間と距離			時間 分	
					k m
派遣場所					
派遣内容					
報酬等の請求書	報酬	派遣時間	派遣先到着時刻から終了時までの時間	1時間まで	円
				1時間を超えた場合に15分ごとに500円	円
	移動時間	自宅から派遣先までの往復に要した時間	1時間まで	円	
			1時間を超えた場合に15分ごとに250円	円	
	交通費	自家用車	往復_____ k m	1kmあたり37円	円
			※領収書を添付すること	駐車料金実費額	円
		交通機関		電車賃等実費額	円
合計				円	

(注) 派遣時間又は移動時間が1時間を超えた場合に15分未満の端数があるときは、15分に切り上げる。

日常生活用具 給付 申請書

山ノ内町長 竹節 義孝 様		申請日 年 月 日			
(申請者)					
住 所 _____					
氏 名 _____ 印 _____					
対象者との続柄 _____					
電 話 _____					
<p>下記のとおり、日常生活用具・住宅設備改善費の申請 () をいたします。 日常生活用具・住宅整備改善費 () の決定のため、私の世帯の住民登録資料、税務資料 その他について、各関係機関に調査、照会、閲覧することを承諾します。</p>					
対 象 者	フリガナ		性別	生年月日	年齢
	氏 名				
	住 所		電話番号		
身体障害者手帳		番号			
		障害名	種 級		
療 育 手 帳		番号	()		
種 目		型 式 規 模 等			
希望する業者		名 称			
		所在地			
		電 話			
該当する所得区分		生活保護 ・ (低所得1 ・ 低所得2) ・ 一般 ・ 一定所得以上			
世帯範囲の特例に関する認定		<input type="checkbox"/> 下記のいずれにもあてはまるため、住民票に記載された世帯ではなく、対象者のみ又は対象者及びその配偶者のみの世帯とすることを申請します。 1. 税制上、同一の世帯に属する親、兄弟、子供等が障害者を扶養控除の対象としていない 2. 健康保険制度において、同一の世帯に属する親、兄弟、子供等の被扶養者となっていない			
生活保護への移行予防措置に関する認定		<input type="checkbox"/> 生活保護への移行予防 (定率負担減免措置) を希望します。			
備考					

診 断 書

患者氏名		年	月	日生	男・女
患者住所					
疾患名					
症 状 (日常生活用具を必要とする身体 の状況等)					
上記のとおり診断します。 <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> 年 月 日 </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> 医療機関所在地 医 療 機 関 名 担当医師氏名 </div> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> 印 </div>					

日常生活用具給付調査書

申請年月日	年 月 日	申請者氏名					
対象者	フリガナ				性別	生年月日	年齢
	氏名						
	住所				電話番号		
世帯員の状況	氏名	生年月日	年齢	続柄	課税状況		備考
					課税区分	市町村民税所得割	
世帯 非課税	氏名	所得	障害年金等	手当	合計		
該当する所得区分		生活保護 ・ （低所得1 ・ 低所得2） ・ 一般 ・ 一定所得以上					
月額負担上限額		既負担額		差引今回月額上限額			
種 目	基準額	見積額	利用者負担		公費負担額		
			超過負担額	定率負担額			
定率負担調整額							
合 計			計				
上記のとおり確認しました。							
年 月 日							
調査員							

様 山ノ内町長

日常生活用具 給付 決定通知書

年 月 日 付をもって、申請のあった日常生活用具の給付について、
下記のとおり、決定しましたので通知します。

記

券番号			決定年月日		
氏名			生年月日		
住所			電話番号		
保護者氏名			利用者との関係		
月額負担上限額		既負担額		差引今回月額上限額	
種 目	基準額	見積額	利用者負担		公費負担額
			超過負担額	定率負担額	
定率負担調整額					
合 計			計		
納入業者	名 称 所 在 地 電 話 番 号				

様 山ノ内町長

日常生活用具給付申請 却下通知書

年 月 日 に申請された日常生活用具の給付及び利用者負担減免額・免除について、下記の理由により却下することに決定しましたので通知します。

記

1 申請事項

2 却下の理由

教 示

日 常 生 活 用 具 給 付 券					
券番号				決定年月日	
氏 名				生年月日	
住 所				電話番号	
保護者氏名				利用者との関係	
月額負担上限額		既負担額		差引今回月額上限額	
種 目	基準額	見積額	利用者負担		公費負担額
			超過負担額	定率負担額	
定率負担調整額					
合 計			計		
納入業者	名 称 所 在 地 電 話 番 号				
上記のとおり決定する。 山ノ内町長 竹節 義孝					
判定員 職・氏名	印			判定年月日	年 月 日
用具等 受領者氏名	印			用具等 受領年月日	年 月 日
利用者より 受領した額	円			納入業者	
上記受領年月日	年 月 日			印	

様式第17号（第57条、第64条、第72条、第101条、第107条関係）
山ノ内町地域生活支援事業支給申請書

山ノ内町長殿

次のとおり申請します。

		申請日		年	月	日
サービス利用者 または児童の保護者	フリガナ			生年月日	大・昭・平・令	
	氏名				年 月 日	
	居住地	〒		電話番号		
フリガナ			生年月日	年 月 日		申請者との続柄
支給申請に係る 児童氏名						
身体障害者 手帳番号			療育手帳 番号			精神障害者保健 福祉手帳番号
障害支援 区分認定	有 ・ 無		期間	年 月 日	～	年 月 日

申請するサービスの種類 ・内容等	・移動支援事業 ・地域活動支援センター機能強化事業	申請内容	
	・訪問入浴サービス ・本人活動支援事業 ・日中一時支援事業 ・生活サポート事業	利用事業所	
	・移動支援事業 ・地域活動支援センター機能強化事業	申請内容	
	・訪問入浴サービス ・本人活動支援事業 ・日中一時支援事業 ・生活サポート事業	利用事業所	
	・移動支援事業 ・地域活動支援センター機能強化事業	申請内容	
	・訪問入浴サービス ・本人活動支援事業 ・日中一時支援事業 ・生活サポート事業	利用事業所	

年 月 日

様

山ノ内町長

山ノ内町地域生活支援事業支給決定通知書

障害者総合支援法第77条の規定に基づき山ノ内町が実施する地域生活支援事業について、
下記のとおり決定し、受給者証を交付しますので通知します。

記

決定します。

受給者証番号		支給決定障害者 (保護者)氏名	
支給決定日		支給決定に係る 児童氏名	
サービスの内容	支給決定内容		利用者負担 有効期間
障害区分		上限月額	障害支援区分
特記事項等 申請理由等			

却下します。

理由

不服申立て及び取消訴訟

- 1 この決定について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に長野県知事に対し審査請求することができます。なお、審査請求をした場合には、長野県知事に申し立てれば、口頭により意見を述べることができます。
- 2 また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌月から起算して6か月以内に山ノ内町を被告として、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときに除く。）でなければ提起することができないこととされています。
 - (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として審査請求することができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。
(問い合わせ先) 〒381-0498 長野県下高井郡山ノ内町大字平穂3352-1
山ノ内町役場 健康福祉課 福祉係 電話 0269-33-3116 FAX 0269-33-1104

年 月 日

様

山ノ内町長

印

訪問入浴サービス利用停止（廃止）通知書

年 月 日付で決定した訪問入浴サービス事業について、下記のとおり停止（廃止）としますので通知します。

記

1 派遣対象者

2 停止の期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 廃止の期日 年 月 日

4 上記の理由

更生訓練費支給申請書

年 月 日

山ノ内町長殿

申請者 住所
氏名 印

更生訓練費の支給(年 月分)について、次のとおり申請します。

申請額 円

(内 訳)

	訓練 通所 日数	単 価	金 額
訓練のための経費	日	円	円
通所のための経費	日	円	円
合 計	日	円	円

上記について、事実と相違ないことを証明します。

年 月 日

施設名
施設長 印

更生訓練費支給決定（変更・却下）通知書

年 月 日

様

山ノ内町長

印

年 月 日付で申請のあった更生訓練費について、下記のとおり決定しましたので通知します。

1 支給決定します。

施設名	
支給月	

2 変更決定します。

変更内容	
------	--

3 却下します。

(却下理由)

更生訓練費支給申請書（施設用）

（ 年 月分）

支給対象者 氏 名	訓練のための経費			通所のための経費			備 考
	訓 練 日 数	単 価	金 額	通 所 日 数	単 価	金 額	
	日	円	円	日	円	円	

更生訓練費支給申請額 円也

（内訳） 訓練のための経費 計 円

通所のための経費 計 円

支給対象者からの委任により、 年 月分を上記のとおり申請します。

なお、上記については、事実と相違ないことを証明します。

年 月 日

施設長

山ノ内町長 様

（添付書類） 支給対象者からの委任状

様式第24条（第89条関係）

就職支度金支給申請書

年 月 日

山ノ内町長 様

施設名
施設の所在地
氏名

㊤

私は次により、就職支度金を申請します。

氏名			生年月日	年 月 日
身体障害者手帳	番号	第 号	交付年月日	年 月 日
障害名			障害等級	種 級
申請内容	当該施設入・退所期日	年 月 日入所 年 月 日退所(予定)	訓練期間	年 箇月
	当該施設での訓練(授産)状況	科 年 カ月 科 年 カ月 科 年 カ月 科 年 カ月		
	支給の内容	現金	円	(購入予定物品名)
	自立の概要			
備考				

添付書類：就職先の採用証明書又は自営の事業計画書

就職支度金支給申請書（施設用）

年 月 日

山ノ内町長 様

施設名
施設の所在地
施設長 ㊟

支給申請者からの委任により、就職支度金を申請します。

支給対象者	氏名			生年月日	年 月 日
	身体障害者手帳	番号	第 号	交付年月日	年 月 日
	障害名			障害等級	種 級
	当該施設入・退所期日	年 月 日入所	年 月 日退所(予定)	訓練期間	年 箇月
申請内容	当該施設での訓練(授産)状況	科 年 カ月		科 年 カ月	
	支給の内容	現金	円	(購入予定物品名)	
	自立の概要				
備考					

※ 支給対象者からの委任状を添付してください。

様式第26号（第90条関係）

就職支度金支給（不支給）決定通知書

第 年 月 日 号

様

山ノ内町長

印

先に申請のありました、就職支度金については次のとおり決定したので通知します。

支給について	す る しない		
支 給 内 容	現金	円	(購入予定物品名)
支給しない理由			

様式第27号 (第118条、第125条関係)

障害者社会活動促進事業費助成申請書

年 月 日

山ノ内町長 様

申請者 住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

電話番号 _____

障害者自動車運転免許証取得費助成金

次のとおり

を交付されるよう申請します。

身体障害者用自動車改造費助成金

補助事業の目的 内容及びその効果						
補助金の交付を 必要とする理由						
交付を受けようとする 補助金の額		円				
そ の 他						
必 要 と す る 添 付 書 類						
※ 調 査	障 害 程 度					
	身 体 的 要 件					
	経 済 的 要 件					
	そ の 他 (民生委員意見等)					
※ 決 裁	上記について適当、不適當と認め処理してよ ろしいでしょうか。			起 案 月 日	・ ・	
				決 裁 月 日	・ ・	
	課 長	係 長	係	担 当	施 行 月 日	・ ・
					決 定 No.	

障害者社会活動促進事業費助成決定（却下）通知書
（事業名）

番 号

様

年 月 日に申請のありました障害者社会活動促進事業費（事業名）助成金について、次のとおり決定したので通知します。

年 月 日

山ノ内町長

1 交付助成額 円

2 交付条件

- (1) 補助金は、当該補助事業以外の目的に使用してはなりません。
- (2) 補助事業の中止又は内容を変更する場合は、あらかじめ町長の承認を受けてください。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、町長に報告してその指示を受けてください。
- (4) 補助事業の事業運営、経理の状況を調査し、不相当と認めたときは当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることがあります。
- (5) 事業完了後1週間以内に別に定める様式により補助事業完了報告書を町長に提出してください。
- (6) 山ノ内町補助金交付規則に基づく町長の指示に従ってください。
- (7) その他()

障害者社会活動促進事業費助成実績報告書

（事業名）

年 月 日

山ノ内町長 様

申請者

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

年 月 日付 山ノ内町指令 第 号で助成金交付決定のありました
（事業名）が次のとおり完了したので報告します。

完了の年月日	年 月 日
事業の内容・成果	
添付書類	
交付確定を受けたい額	

※ 審 査	上記の報告事項について審査しました。（審査結果の意見）						
※ 決 裁	上記について適当・不相当と認め処理してよろしいでしょうか。			起案月日	・	・	
				決裁月日	・	・	
	課長	係長	係	担当	施行月日	・	・

様

山ノ内町長

支給決定取消通知書

記

受給者証番号											給付決定 保護者氏名	
支給決定取消日											支給決定に係る 児童氏名	
取消理由												

様式第31号 (第131条関係)

山ノ内町地域生活支援事業費用負担減免申請書

山ノ内町長 様

次のとおり申請します。

申請年月日 年 月 日

又は サービス利用者 又は児童の保護者	フリガナ		生年 月日	年 月 日	
	氏名	印		年 月 日	
	居住地	〒			
		電話番号			
フリガナ		生年 月日	年 月 日		
支給申請に係る 児童氏名			申請者との続柄		
身体障害者 手帳番号		療育手帳 番号		精神障害者保健 福祉手帳番号	
事業名					
減免理由					

年 月 日

様

山ノ内町長

山ノ内町地域生活支援事業費用負担減免決定（却下）通知書

障害者総合支援法第77条の規定に基づき山ノ内町が実施する地域生活支援事業について、
下記のとおり決定（却下）しましたので通知します。

記

者 または 児童の 保護	氏 名			
	居 住 地	〒		
		電話番号		
決 定 に 係 る 児 童			申請者との続柄	

決定します。

事 業 名			
費用負担減免	減 免 前	減 免 後	

却下します。

却下理由	
------	--

不服申立て及び取消訴訟

- 1 この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った翌日から起算して60日以内に長野県知事に対し審査請求をすることができます。
- 2 処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に山ノ内町を被告として（訴訟において山ノ内町を代表する者は山ノ内町長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の（1）から（3）までのいずれかに該当するときは除く。）でなければ提起することができないとされています。
 - （1） 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - （2） 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - （3） その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

（問い合わせ先） 〒381-0498 長野県下高井郡山ノ内町大字平穏3352-1
山ノ内町役場 健康福祉課 福祉係 電話 0269-33-3116 FAX 0269-33-1104